

# 書類等の保存期間

～年末に向けて書類の整理整頓を～

**Q1 カルテなどの診療に関する記録、その他の書類はどの程度の期間保存すれば良いか？**

**A1** カルテ(診療録)をはじめ、保存が義務付けられている書類等として、X線フィルムや歯科技工指示書の控え等があります。右別表にまとめてありますのでご参照ください。

カルテの保存期間は、歯科医師法第23条と保険医療機関および保険医療担当規則第9条により治療完了の日から起算して5年、カルテに添付する書類も同様に5年となっています。そのため、治療が続いている場合は5年以上であってもカルテの保存が必要です。ただし、治療が完了してから5年経過している場合にも、カルテが必要になるケースがあります。例えば、治療完了後5年以上経過してから医療過誤が発覚した際に、事実調査のためにカルテの開示を請求されるケース等です。歯科診療に過誤や不満があったとして患者から訴えられた際、カルテがないと、どのような治療を行ったかの証明ができなくなり、歯科医院側に不利になる可能性もあります。以上のケースのような医療訴訟における時効を想定した場合、改正民法上、20年保存すると安心です。カルテをデータとし

て保存することはできますが、厳格な要件が定められていますのでご注意ください。

その他の帳簿、書類、記録等は療養担当規則第9条で3年の保存期間が定められています。なお、これらの期間も、治療完了の日から起算することとされていますのでご注意ください。

右表の「患者に提供した文書等の写し」は、保険診療上、患者に対し医学管理料や情報提供料等として診療報酬請求できる行為を行うにあたって作成される文書です。主なものとしては、歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料、新製有床義歯管理料、訪問歯科衛生指導料、クラウン・ブリッジ維持管理料等があります。詳細は、協会事務局までお問い合わせください。

## 医療訴訟における時効 (2020年4月1日施行改正民法)

- 不法行為を理由とした損害賠償請求権は、被害者が医療過誤の事実と加害者を知ったときから5年、不法行為のときから20年で時効消滅する。\*
- 債務不履行を理由とした損害賠償請求権は、権利を行使することができるときから5年、権利を行使することができるときから20年で時効消滅する。\*

※いずれか早い方の経過によって時効が完成する。

**Q2 従業員の雇用や税務といった診療以外の内容にかかる書類は、何年保存すればよいのか？**

**A2** タイムカードのほか、労働条件通知書や解雇通知書といった雇い入れに関する書面、退

## 経営・税務相談Q&A No.387

職(解雇を含む)に関する書類など、雇用に關する書類の保存期間は労働関係法令では、労働者の退職日、またはすべての手続きが完了した日から3年と定めています。なお、ハローワークに提出する雇用保険の書類(雇い入れ時と退職時の書類)は退職後4年の保存となっていますのでご注意ください。また、税務に係る帳票類は税法での保存は7年(法人の場合、欠損金が出ている事業年度は10年)と定められています。

書類等	保存期間
カルテ(診療録)	5年間
【カルテに添付する書類】 ・口腔内写真 ・患者に提供した文書等の写し 等	5年間
・エックス線写真 ・歯科技工指示書の控え 等	3年間
・歯科衛生士の業務記録	3年間
・タイムカード ・労働条件通知書、解雇通知書など、雇い入れ、退職に関する書類 等	3年間
・雇用保険被保険者資格取得届、離職証明書など、ハローワークに提出する雇用保険関係の書類 等	4年間
【税務関係の帳票類】 ・領収書、経理の元帳、現金出納帳、日計表、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、貸借対照表・損益計算書・棚卸等の決算関係書類、賃金台帳等	7年間 ※法人の場合、欠損金<赤字>が出ている事業年度は10年

## 経営管理研究会

歯科衛生士の「応募が増える」「辞めない」医院づくりを考える(仮題)

2018年に協会が歯科衛生士に行ったアンケートによると、歯科衛生士を生涯続けたいと思う方は約半数いました。しかし、現場から離れていってしまう方も多のが現状です。そして、退職理由の第1位は「人間関係」でした。給与や社会保険に不満はあっても、それが直接の原因ではないことがアンケート結果で明らかになりました。

今回の経営管理研究会では、歯科衛生士が歯科医院に期待することや不安に思っていることなどを掘り下げて、求人への応募が増える、雇用した歯科衛生士が辞めないような医院づくりについて考えてみたいと思います。講師には養成学校の関係者をお呼びして、院長にはわからない歯科衛生士の生の声を伺おうと思います。

新型コロナウイルスの感染状況の判断が難しいため、今回はZoomを中心とした研究会といたします。ぜひ、ご参加ください。

日時 12月16日(木) 午後7時～8時30分

講師 歯科衛生士養成機関関係者を予定

会場 Zoomウェビナーを用いたライブ配信

定員 Zoomウェビナー 200名

対象者 会員、会員医療機関の事務担当の方など

※未入会の先生に関しましては、事前のご入会が必要です。

お早めに連絡ください。

参加費 無料

予約 QRコードを読み取りお申し込みください。



## 会員優待サービス ご案内

- ◆靴の「CHIYODA」
  - ◆フジヤマ倶楽部
  - ◆サンリオピューロランド
  - ◆リソルの森
  - ◆プリンスホテル
  - ◆ワイム貸会議室の利用 他
- 優待券をお求めの方は、QRコードよりお申し込みください。



歯科医師のための

**医師賠償責任保険**

(受保会社) 三井住友海上・東京海上日動

万が一の医療上のトラブルに備えて

歯科診療所におすすめ

**事業活動総合保険  
ビジネスキーパー**

(受保会社) 三井住友海上

大切な医療機械等を破損リスクから守る

歯科医師のための

**第2休業保障  
所得補償保険**

(受保会社) 三井住友海上

万が一の休業休診に備えて収入を補償します

トラブル防止は早めの対処がポイント

無料相談

## 法律相談、経営&税務相談

協会の顧問弁護士と顧問税理士が回答いたします。

日時: 11月18日(木) 午後2時～5時

定員: 6名(各3名。相談時間は1人1時間以内)

場所: 東京歯科保険医協会 会議室

要予約: 03-3205-2999(担当: 経営管理部)

※予約は、受付順とさせていただきます。

株式会社 **アサカワ**  
**保険事務所**

TEL 03(3490)1751

FAX 03(3490)1780

〒141-0031 品川区西五反田 1-28-3

E-mail: info@asakawahoken.co.jp  
http://www.dairitenhp.com/asakawahoken/